

第2節 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

1 介護サービス量等の見込み

(1) 居宅サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護

ホームヘルパー等が要介護者の居宅に訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行います。

介護予防訪問介護

介護予防の観点からホームヘルパー等が要支援者の居宅に訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除等の家事援助を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	11,957	12,388	13,709	15,025	16,332	16,642
	7,060	7,178	6,962	7,059	7,024	3,491
総実回数 (回)	162,903	167,420	187,302	205,283	223,143	227,383
総費用額 (千円)	629,158	624,846	697,670	745,671	807,093	822,135
	141,780	142,795	138,395	136,855	135,671	67,411

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護

事業者が要介護者の居宅に浴槽を搬入して、入浴の介助を行います。

介護予防訪問入浴介護

介護予防の観点から事業者が要支援者の居宅に浴槽を搬入して、入浴の介助を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	1,442	1,350	1,307	1,321	1,299	1,267
	25	23	0	0	0	0
総実回数 (回)	6,930	6,613	6,545	6,617	6,505	6,342
総費用額 (千円)	79,059	75,600	75,341	74,318	72,786	70,985
	786	544	0	0	0	0

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護

看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

介護予防訪問看護

介護予防の観点から看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	3,626	4,519	5,113	5,808	6,342	7,116
	333	518	484	466	451	445
総実回数 (回)	20,747	25,833	29,306	33,292	36,355	40,790
総費用額 (千円)	147,088	180,366	203,200	225,217	244,928	274,844
	9,535	14,750	13,822	12,972	12,508	12,342

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、必要な機能回復訓練を行います。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防の観点から理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、必要な機能回復訓練を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	858	668	625	582	548	509
	292	227	237	249	289	308
総実日数 (日)	4,407	3,487	3,209	2,988	2,812	2,610
	1,377	1,206	1,282	1,349	1,565	1,670
総費用額 (千円)	24,427	19,181	17,617	16,001	15,002	13,916
	7,645	6,555	6,812	6,989	8,076	8,616

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が療養上の管理や指導を行います。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防の観点から医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が療養上の管理や指導を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	5,407	5,801	6,066	6,236	6,411	6,578
	539	584	474	466	466	396
総費用額 (千円)	34,286	36,285	38,258	38,364	39,289	40,313
	3,084	3,226	2,632	2,527	2,520	2,139

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

通所介護

デイサービスセンターにおいて食事・入浴サービス等の提供を受け、心身機能の維持向上を図ります。

介護予防通所介護

デイサービスセンターにおける日常生活上の支援、生活行為向上の支援に加え、目標にあわせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	25,857	32,224	33,222	35,315	17,647	19,129
	9,284	10,360	10,767	11,025	5,244	2,735
総実回数 (回)	272,653	348,889	366,539	389,631	194,693	211,048
総費用額 (千円)	2,245,526	2,648,736	3,028,871	3,141,225	1,563,520	1,695,349
	299,100	313,275	350,496	350,024	165,774	86,462

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション

デイケアセンターに通所して、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを行います。

介護予防通所リハビリテーション

デイケアセンターにおける日常生活上の支援や生活行為向上のリハビリに加え、目標にあわせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	7,918	8,290	8,719	9,033	9,250	9,824
	3,304	3,542	3,421	3,359	3,356	3,356
総実回数 (回)	68,172	72,229	75,801	78,530	80,415	85,401
総費用額 (千円)	618,576	645,171	676,473	683,243	697,057	740,071
	133,837	144,148	139,041	133,210	132,521	132,570

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護

特別養護老人ホームへ短期入所することにより、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームへ短期入所し、介護予防の観点から入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	3,206	3,704	3,459	3,611	3,831	4,264
	141	155	110	88	106	97
総実日数 (日)	32,934	41,021	38,360	40,048	42,491	47,292
	1,016	1,136	649	520	623	570
総費用額 (千円)	284,670	313,986	329,982	336,037	355,263	395,536
	5,075	4,728	3,748	2,932	3,503	3,206

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護

介護老人保健施設等への短期入所で、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話および機能訓練を行います。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等への短期入所で、介護予防の観点から、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話および機能訓練を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	1,274	1,256	1,176	1,079	1,066	1,025
	21	37	33	36	48	45
総実日数 (日)	10,304	10,004	9,419	8,643	8,528	8,195
	144	190	164	178	240	223
総費用額 (千円)	105,382	103,415	96,848	86,742	85,463	82,421
	883	1,443	1,164	1,235	1,656	1,537

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、入浴・排泄・食事等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話をを行います。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、介護予防を目的とした入浴・排泄・食事等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話をを行います。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	2,078	2,091	2,123	1,957	1,957	1,957
	487	423	370	332	332	332
総費用額 (千円)	353,669	362,739	364,096	327,581	326,270	326,255
	30,152	26,388	23,476	20,558	20,477	20,476

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

要介護者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与します。

対象となる品目	●車いす(及び付属品)	●移動用リフト(つり具の部分を除く)
	●特殊寝台(及び付属品)	●手すり(工事を伴わないもの)
	●床ずれ防止用具	●スロープ(工事を伴わないもの)
	●体位変換器	●歩行器
	●認知症老人徘徊感知機器	●歩行補助つえ

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	24,591	27,271	29,598	32,380	33,449	35,356
	5,641	6,336	7,483	8,508	9,376	10,857
総費用額 (千円)	303,397	336,614	363,749	396,208	408,446	431,841
	23,386	26,527	31,989	36,228	39,828	46,107

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

特定福祉用具販売

入浴・排泄などに使用する福祉用具の販売に対し、給付を行います。

特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する入浴・排泄などに使用する福祉用具の販売に対し、給付を行います。

対象となる品目	●腰掛け便座	●簡易浴槽
	●入浴補助用具	●移動用リフトのつり具の部分
	●自動排泄処理装置の交換可能部品	

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	536	513	515	582	559	563
	271	276	230	218	219	219
総費用額 (千円)	14,331	13,801	13,620	15,337	14,714	14,816
	5,696	6,148	5,165	4,871	4,876	4,875

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けなどの住宅改修にかかる費用に対する給付を行います。

対象となる品目	●手すりの取り付け	●扉を引き戸に取り替え
	●床段差の解消	●洋式便器等への便器の取替え
	●床材の変更（滑り防止、移動の円滑化）	●上記に付帯する改修

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	459	438	401	408	415	435
	349	305	266	277	283	286
総費用額 (千円)	41,083	40,867	36,310	36,766	37,351	39,156
	33,957	27,243	22,531	23,350	23,808	24,023

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援

要介護と認定された人が、居宅において介護サービスを受ける際、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者の希望に基づき、適正なサービスが計画的に受けられるよう、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防支援

要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターのスタッフが介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	41,576	44,410	47,492	51,671	54,100	57,779
	19,128	19,919	20,500	21,156	21,875	22,553
総費用額 (千円)	567,495	609,494	652,158	692,029	721,939	771,054
	80,933	84,218	86,755	87,290	89,855	92,595

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

(2) 地域密着型サービス

① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービス等に通い、機能訓練や日常生活上の世話を受けます。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービス等に通い、介護予防の観点から機能訓練や日常生活上の世話を受けます。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	2,671	2,464	1,967	1,841	1,784	1,923
	75	51	43	43	41	39
総実回数 (回)	33,387	30,840	23,411	21,913	21,234	22,890
	485	365	278	279	265	251
総費用額 (千円)	350,840	318,890	239,106	218,262	210,713	227,146
	4,093	3,043	2,539	2,484	2,354	2,232

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心とし、訪問や宿泊も出来る多機能な施設で、日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心とし、訪問や宿泊も出来る多機能な施設で、介護予防の観点から日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	5,060	5,844	6,085	6,474	6,862	7,171
	549	767	928	1,187	1,232	1,284
総費用額 (千円)	971,647	1,075,650	1,143,831	1,186,778	1,253,291	1,309,403
	34,014	45,616	54,912	68,487	70,773	73,749

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

③ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者に対し、共同生活を営む住居等において日常生活上の世話および機能訓練を行います。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対し、共同生活を送りながら生活機能の向上に配慮した支援を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	2,319	2,396	2,602	2,813	3,249	3,249
	19	8	9	7	7	7
総費用額 (千円)	553,548	575,939	624,197	658,312	757,010	756,975
	4,103	1,740	2,225	1,744	1,738	1,737

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29名以下の有料老人ホーム等に入居して、入浴・排泄・食事等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	0	0	0	522	1,044	1,044
総費用額 (千円)	0	0	0	100,271	200,126	200,116

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29名以下の特別養護老人ホームに入所している人に対し、日常生活上の介護や療養上の世話を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	0	0	110	128	128	128
総費用額 (千円)	0	0	30,821	31,853	31,725	31,724

⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて、ホームヘルパー等が要介護者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話をしたり、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	0	62	113	227	221	430
総費用額 (千円)	0	8,280	14,884	29,137	28,296	55,055

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護など複数のサービスを組み合わせて、効果的なサービスを提供します。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	0	0	0	300	300	600
総費用額 (千円)	0	0	0	62,162	61,679	122,790

⑧ 地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護

地域密着型通所介護

定員18名以下のデイサービスセンターにおいて食事・入浴サービス等の提供を受け、心身機能の維持向上を図ります。

介護予防地域密着型通所介護

定員18名以下のデイサービスセンターにおける日常生活上の支援、生活行為向上の支援に加え、目標にあわせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用します。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	0	0	0	0	21,568	23,380
	0	0	0	0	6,409	3,342
総実回数 (回)	0	0	0	0	237,959	257,947
総費用額 (千円)	0	0	0	0	1,910,970	2,072,093
	0	0	0	0	202,612	105,676

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム入所者に対し、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	10,894	11,234	10,778	12,405	12,405	12,405
総費用額 (千円)	2,774,148	2,789,076	2,752,087	3,090,102	3,077,727	3,077,582

② 介護老人保健施設

老人保健施設入所者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練などを行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	8,778	9,042	9,134	9,399	9,399	9,399
総費用額 (千円)	2,279,449	2,392,072	2,412,056	2,420,025	2,410,334	2,410,221

③ 介護療養型医療施設

療養病床において、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。介護療養病床の転換期限は平成30年3月31日まで延長されています。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総実人数 (人)	2,350	2,589	2,263	2,349	2,349	2,349
総費用額 (千円)	773,684	768,223	733,559	743,027	740,051	740,016

2 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの見込量及び必要利用定員総数

地域密着型サービスについては、各年度における全市及び日常生活圏域ごとの各サービスの量の見込みと認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数を定めます。

(1) 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの見込量

サービス見込量を日常生活圏域ごとにそれぞれ要支援・要介護認定者数で按分して見込んでいます。

サービス種類	圏 域 中学校区	A 圏 域 (中ノ郷・北・西・福部中学校区)					
		年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知症対応型通所介護 (予防含む)	利用回数	7,452回/年	6,865回/年	5,212回/年	4,882回/年	4,730回/年	5,091回/年
	利用者数	604人/年	553人/年	442人/年	414人/年	402人/年	432人/年
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	利用者数	1,234人/年	1,454人/年	1,543人/年	1,685人/年	1,781人/年	1,860人/年
認知症対応型共同生活介護 (予防含む)	利用者数	514人/年	529人/年	574人/年	620人/年	716人/年	716人/年
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	183人/年	365人/年	365人/年
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数	0人/年	62人/年	76人/年	152人/年	148人/年	288人/年
看護小規模多機能型居宅介護 (旧サービス名：複合型サービス)	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型通所介護 (予防含む)	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	52,351回/年	56,748回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	6,155人/年	5,879人/年

サービス種類	圏域 中学校区	B 圏域 (東・南・桜ヶ丘・国府中学校区)					
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知症対応型通所介護 (予防含む)	利用回数	10,500回/年	9,674回/年	7,344回/年	6,880回/年	6,665回/年	7,174回/年
	利用者数	851人/年	780人/年	623人/年	584人/年	566人/年	608人/年
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	利用者数	1,739人/年	2,049人/年	2,174人/年	2,375人/年	2,509人/年	2,621人/年
認知症対応型共同生活介護 (予防含む)	利用者数	725人/年	745人/年	809人/年	874人/年	1,009人/年	1,009人/年
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	251人/年	501人/年	501人/年
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	110人/年	128人/年	128人/年	128人/年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
看護小規模多機能型居宅介護 (旧サービス名：複合型サービス)	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型通所介護 (予防含む)	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	73,767回/年	79,964回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	8,673人/年	8,284人/年

サービス種類	圏域 中学校区	C 圏域 (江山・高草中学校区)					
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知症対応型通所介護 (予防含む)	利用回数	3,726回/年	3,433回/年	2,606回/年	2,441回/年	2,365回/年	2,546回/年
	利用者数	302人/年	277人/年	221人/年	207人/年	201人/年	216人/年
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	利用者数	617人/年	727人/年	771人/年	843人/年	890人/年	930人/年
認知症対応型共同生活介護 (予防含む)	利用者数	257人/年	264人/年	287人/年	310人/年	358人/年	358人/年
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	89人/年	177人/年	177人/年
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数	0人/年	0人/年	37人/年	75人/年	73人/年	142人/年
看護小規模多機能型居宅介護 (旧サービス名：複合型サービス)	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型通所介護 (予防含む)	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	26,175回/年	28,374回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	3,077人/年	2,939人/年

サービス種類	圏域 中学校区	D 圏域 (湖東・湖南中学校区)					
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知症対応型通所介護 (予防含む)	利用回数	4,065回/年	3,745回/年	2,843回/年	2,663回/年	2,580回/年	2,777回/年
	利用者数	330人/年	302人/年	241人/年	226人/年	219人/年	235人/年
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	利用者数	673人/年	793人/年	842人/年	919人/年	971人/年	1,015人/年
認知症対応型共同生活 介護 (予防含む)	利用者数	281人/年	288人/年	313人/年	338人/年	391人/年	391人/年
地域密着型特定施設入 居者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
看護小規模多機能型居 宅介護 (旧サービス 名: 複合型サービス)	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	165人/年	165人/年	330人/年
地域密着型通所介護 (予防含む)	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	28,555回/年	30,954回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	3,357人/年	3,207人/年

サービス種類	圏域 中学校区	E 圏域 (河原・用瀬・佐治中学校区)					
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知症対応型通所介護 (予防含む)	利用回数	3,387回/年	3,121回/年	2,369回/年	2,219回/年	2,150回/年	2,314回/年
	利用者数	275人/年	252人/年	201人/年	188人/年	183人/年	196人/年
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	利用者数	561人/年	661人/年	701人/年	766人/年	809人/年	846人/年
認知症対応型共同生活 介護 (予防含む)	利用者数	234人/年	240人/年	261人/年	282人/年	326人/年	326人/年
地域密着型特定施設入 居者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
看護小規模多機能型居 宅介護 (旧サービス 名: 複合型サービス)	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	135人/年	135人/年	270人/年
地域密着型通所介護 (予防含む)	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	23,796回/年	25,795回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	2,798人/年	2,672人/年

サービス種類	圏域 中学校区	F 圏域 (気高・鹿野・青谷中学校区)					
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知症対応型通所介護 (予防含む)	利用回数	4,742回/年	4,369回/年	3,316回/年	3,107回/年	3,010回/年	3,240回/年
	利用者数	384人/年	352人/年	281人/年	264人/年	256人/年	275人/年
小規模多機能型居宅介護 (予防含む)	利用者数	785人/年	926人/年	982人/年	1,073人/年	1,133人/年	1,184人/年
認知症対応型共同生活介護 (予防含む)	利用者数	327人/年	337人/年	366人/年	395人/年	456人/年	456人/年
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
看護小規模多機能型居宅介護 (旧サービス名：複合型サービス)	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型通所介護 (予防含む)	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	33,314回/年	36,113回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	3,917人/年	3,741人/年

(2) 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの必要利用定員総数

① 認知症対応型共同生活介護

(単位：人)

圏域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西・福部中学校区	54	54	54	54	
B	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	72	81	81	81	南中学校区に1ユニット (定員9人)
C	江山・高草中学校区	27	27	27	27	
D	湖東・湖南中学校区	18	27	27	27	湖南中学校区に1ユニット (定員9人)
E	河原・用瀬・佐治中学校区	18	27	27	27	用瀬中学校区に1ユニット (定員9人)
F	気高・鹿野・青谷中学校区	27	36	36	36	F圏域に1ユニット (定員9人)
計		216	252	252	252	

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位：人)

圏 域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区		29	29	29	A圏域に1施設 (定員29人)
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区		29	29	29	東・南・国府中学校区のいづ れかに1施設 (定員29人)
C	江山・高草中学 校区		29	29	29	C圏域に1施設 (定員29人)
D	湖東・湖南中学 校区					
E	河原・用瀬・佐 治中学校区					
F	気高・鹿野・青 谷中学校区					
計		0	87	87	87	

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：人)

圏 域		26年度	27年度	28年度	29年度	第6期の新規整備量
A	中ノ郷・北・西 ・福部中学校区					
B	東・南・桜ヶ丘 ・国府中学校区	10	10	10	10	
C	江山・高草中学 校区					
D	湖東・湖南中学 校区					
E	河原・用瀬・佐 治中学校区					
F	気高・鹿野・青 谷中学校区					
計		10	10	10	10	

3 保険料と利用料の負担軽減制度

(1) 保険料減免・軽減制度

① 災害等による徴収猶予・減免

介護保険法の規定により、生計中心者の死亡・失業などの事情により一時的に負担能力が低下した人について、保険料の徴収猶予・減免を行いました。

区 分	24年度	25年度	26年度(見込)
猶予件数(件)	0	0	0
減免件数(件)	6	15	2
総費用額(千円)	248	418	35

② 低所得者の負担軽減

鳥取市独自の制度として、世帯の収入、資産等一定の条件を満たす低所得者を対象に保険料の軽減を行っています。

平成27年度以降も引き続き、年収65万円以下の低所得者に対する軽減を行います。

軽減の対象者	保険料段階が第1段階で、下記(1)から(6)をすべて満たす人 (1) 生活保護を受けていない。 (2) 本人と家族に市民税が課されていない。 (3) 市民税が課されている人に扶養されていない。 (4) 市民税が課されている人と生計をともにしていない。 (5) 本人と家族の前年1年間の収入の合計金額が65万円以下であり、かつ、当年1年間の収入見込額の合計金額が65万円以下である（世帯員が3人以上の場合は、1人につき17.5万円加算する）。 (6) 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる（預・貯金は、1人あたり350万円以下）。		
	軽減の内容	保険料段階 第1段階	年間収入 65万円以下

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施件数 (件)	31	22	18	50	50	50
総費用額 (千円)	475	352	287	1,000	1,000	1,000

(2) 利用料減免制度

① 高額介護（支援）サービス費

介護保険サービスを利用した人の1月あたりの自己負担額が一定額を超えた場合に、所得に応じた高額介護（支援）サービス費を支給します。なお、平成20年4月のサービス利用分より高額医療・高額介護合算制度が始まり、8月から翌年7月の1年間における医療保険の自己負担額との合計額において一定額を超えた部分が支給されるようになりました。

高額介護（支援）サービス費

区 分		世帯の上限額
利用者負担段階 第1段階	市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている人、生活保護を受給している人	15,000円/月 (個人)
利用者負担段階 第2段階	市民税非課税世帯の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円/月 (個人)
利用者負担段階 第3段階	市民税非課税世帯の人のうち、上2項に該当しない人	24,600円/月
利用者負担段階 第4段階	上3項に該当しない人（市民税課税世帯）	37,200円/月
	(平成27年8月1日～) 市民税課税世帯のうち、*現役並み所得者	(平成27年8月1日～) 44,400円/月

*現役並み所得者…市民税の基準課税所得額が145万円以上の人や、その被保険者と同じ世帯の被保険者（ただし、世帯の収入等によっては申請により37,200円/月になる場合があります。）

高額医療・高額介護合算制度（世帯負担限度額）

区分	加入医療保険		
	後期高齢者医療	70歳～74歳	70歳未満
低所得Ⅰ	19万円/年	19万円/年	34万円/年
低所得Ⅱ	31万円/年	31万円/年	
一般Ⅰ	56万円/年	56万円/年	60万円/年（63万円/年）
一般Ⅱ			67万円/年
上位所得者Ⅰ	67万円/年	67万円/年	141万円/年（135万円/年）
上位所得者Ⅱ			212万円/年（176万円/年）

(注) 区分については、医療保険の区分を適用します。
 ※平成26年8月～平成27年7月の限度額は、()内の額となります。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支給件数 (件)	20,818	22,348	22,614	23,825	25,114	26,490
総費用額 (千円)	247,269	264,794	266,828	282,698	299,852	318,442

② 特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費（滞在費）については原則自己負担になっていますが、低所得の人の施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額まで自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

基準費用額：介護保険施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

居住費（滞在費）：ユニット型個室1,970円、ユニット型準個室1,640円、従来型個室1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）、多床室370円

食費：1,380円

区分	負担限度額		
	居住費（滞在費）		食費
利用者負担段階第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人	ユニット個室	820円/日	300円/日
	ユニット準個室・従来型個室	490円/日 (320円/日)	
	多床室	0円/日	
利用者負担段階第2段階 市民税非課税世帯の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	ユニット個室	820円/日	390円/日
	ユニット準個室・従来型個室	490円/日 (420円/日)	
	多床室	370円/日	
利用者負担段階第3段階 市民税非課税世帯の人のうち、上2項に該当しない人	ユニット個室	1,640円/日	650円/日
	ユニット準個室・従来型個室	1,310円/日 (820円/日)	
	多床室	370円/日	
利用者負担段階第4段階 上3項に該当しない人（市民税課税世帯）	居住費（滞在費）・食費については、施設が定めた金額をお支払いいただくこととなります。		

(注) ()内は、特別養護老人ホームに入所または短期入所した場合の従来型個室の額

※次のいずれかに該当する場合は利用者負担段階第4段階となります。

① 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

② 配偶者が課税されている場合

※平成28年8月より、第2段階・第3段階の判定には非課税年金収入額も算定対象となります。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支給件数 (件)	18,505	19,779	19,556	19,311	17,801	17,590

③ 社会福祉法人による軽減措置

社会福祉法人が行う、訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の各サービスの利用者のうち、低所得者について社会福祉法人が軽減を行い、軽減額によりその一部を国・県・市が法人に対して補助金を支給します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数 (人)	72	74	97	105	110	115
対象法人 (法人数)	4	4	6	6	7	7
総費用額 (千円)	816	1,499	2,201	2,300	2,300	2,300

第3節 各年度の地域支援事業の量の見込み

要支援1・2の認定者を対象とした予防給付のうち、訪問介護及び通所介護について、平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされています。また、現行の介護予防事業の取り組みについては、一次予防・二次予防などの高齢者の心身の状態で区別せず、一般介護予防事業として実施することとなります。

本市においては、現行の介護予防訪問介護・通所介護が、専門的なサービスを必要とする方が引き続き利用できる体制を確保することとしますが、これに替わる比較的軽度な生活支援サービスの提供体制・提供メニュー確保や、介護予防の取組の再構築にあたり既存の健康教室との整理統合に向けた協議が必要となると推測されます。さらに、事業者・利用者にご理解いただくことに一定の期間を要すると考えられることから、総合事業移行時期を平成29年4月とすることとします。

事業費の見込みについては、平成28年度までは介護給付費推計総額の3%を見込み額とし、平成29年度については現行の介護予防訪問介護・通所介護の給付費見込み（介護・予防給付サービス見込み量参照）の半額を介護給付費推計総額の3%に加えたものを移行初年度の見込み額とし、新たな基準・単価・提供主体によるサービスへの移行分は加味しないこととします。

第4節 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域を基本として、必要となる介護サービス見込量を確保するための次の方策を実施します。

1 事業者への情報提供

市域全体で過不足なく介護サービスの提供が行われるよう、事業者から市への相談や問合せ対応の際に、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を事業者に対して説明し、特定の地域に偏らない、バランスのとれた介護サービスの新設展開を、可能な範囲で事業者に協力を要請していきます。

また、既存事業所に対しては本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行う一方で、施設を所管する県の住宅部局や福祉部局と連携しながら必要に応じて事業者指導を行い、入居者に対して法令を遵守した安全・安心なサービス提供が行われるよう努めます。

2 介護サービスのモニタリング調査

国や県の各種介護サービス調査の分析を始め、本市が独自に実施している「介護サービス事業所調査」「高齢者居住施設調査」などの各種モニタリング調査の分析により、介護サービスの需要と供給のバランスの把握に努め、介護保険料とサービスの適正水準を考慮しながら、事業者への情報提供と適切な指導により、サービス見込量の確保に努めます。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）など不足しているサービスの普及促進

本市から事業者への経営判断に資する情報提供に加えて、各種研修の機会等を活用して、介護支援専門員に対し、サービス利用者の具体的な状態像など利用ケースに関する情報提供を行い、適切なケアマネジメントに基づくサービスの普及に努めます。

4 地域密着型サービスの公募方式への移行

本市は市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、平成24年度に事業所指導の方針を定めた「鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」（以下、「指導指針」という。）を策定（平成24年4月1日施行）しました。

その後、サービスの過当競争や質の低下、地域との密接な連携の確保が懸念される事象が認められたため、指導指針を改正（平成25年4月1日施行）し、事業所新設に当たっての本市の目安（中学校区及び地区公民館区ごとの稼働率による数値指標）による新設指導を行ってきましたが、指導指針を一定期間運用する中で、次の課題が確認されました。

(1) 新設基準の課題

- ① サービスの質や経営上の問題により、既存事業所のサービス利用が進まない場合があるのではないかと。

- ② そのような場合、その区域の稼働率はいつまでも低い状態となり、新たな事業所の参入を阻害することになるのではないか。
- ③ 事業所同士の切磋琢磨によるサービス向上が図られないのではないか。

(2) 制度改正への対応課題

- ① 平成26年度の介護保険法の改正により、利用定員18人以下の小規模な通所介護は平成28年4月1日に市町村指定の「地域密着型通所介護」に移行することとされている。
- ② 小規模な通所介護の移行先として、地域密着型通所介護以外にも、事業所の経営の安定や柔軟な事業運営、サービスの質の向上の観点から、人員基準等の要件を緩和した上で、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所に移行することや、小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行することも選択肢とされている。
- ③ 小規模な通所介護が、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）、認知症対応型通所介護に転換を希望した場合、現在の指導指針の事業所新設基準が足かせとなり、本市においては意欲と能力のある事業者の転換が円滑に行われなことが懸念される。

これらの課題に対応しつつ、地域密着型サービスの見込量を確保するため、稼働率による新設指導を見直して、平成27年4月1日以降は意欲と能力のある事業者を広く募集する方式に移行します。これにより、サービスの質の確保を図りながら、更なるサービスの普及を図り、「在宅介護を強力に支援する基幹サービス」として、その育成に努めます。

5 地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映

地域密着型サービス事業者の上記4の公募方式による指定予定事業者の選定及び指定決定に当たっては、必要に応じて被保険者代表や学識経験者等の外部委員で構成された「鳥取市高齢者地域介護・予防協議会」（本市の地域密着型サービス運営委員会）による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努めます。

第5節 各年度における地域支援事業の確保施策

現行の介護予防訪問介護及び通所介護については、みなし事業所指定を活用して、事業者・利用者双方に負担とならないよう、円滑に事業移行を進めることとします。

また、国のガイドラインに示す多様なサービス類型について、地域の実情に合わせて検討することとされており、今後、導入が望まれるサービスの形態を調査し、サービス提供体制の構築を進めていきます。

新たに包括的支援事業として位置づけられ、重点的に取り組むこととされている、「生活支援サービスの体制整備」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」の3事業については、いずれも地域包括ケアシステム構築推進に当たり欠かすことができない核となる要素であり、適切な事業規模や体制確保が不可欠となります。

生活支援サービスの体制整備については、平成27年度より第1層（全市域）の生活支援コーディネーター1名を配置し、生活支援サービス提供主体の立ち上げ・育成を図るとともに第2層（日常生活圏域：中学校区単位）生活支援コーディネーターの養成を行っていくこととし、平成28年度以

降は第2層生活支援コーディネーターを18中学校区に配置できるよう、地域の関係団体と連携しながら適切な配置を検討していきます。

また、地域間で受けられるサービス内容に格差が生じないように、可能な限り全市域をカバーするような多様なサービスの担い手の確保・育成に努めることとします。

そのほか、地域の関係団体を含めた「協議体」を設置し、NPO、ボランティア、地縁組織等、既存の事業主体が円滑に活動できるよう、地域資源とニーズのバランスを把握するとともに、サービス提供体制間のネットワーク構築を並行して進めていきます。

在宅医療・介護連携の推進については、平成27年度より鳥取県東部医師会と鳥取県東部1市4町による共同推進拠点を設け、連携に向けた関係機関の連絡調整や地域の医療・介護資源の把握調査を行い、平成30年度までに相談受付・情報提供体制の構築を進めていきます。

また、在宅医療・介護関係者への研修（グループワーク、多職種連携事例など）や、在宅医療や看取りに関するシンポジウムを開催するなど、専門職に限らず広く周知を図っていきます。

認知症施策の推進については、認知症になっても安心して暮らせるよう、予防からの早期発見・早期対応、認知症ケアの向上、家族支援までの一貫した取り組みを総合的に進めるため、平成27年より認知症地域支援推進員を配置し、地域で認知症の方とその家族をサポートする医療・介護関係者間のネットワーク構築を図るとともに、平成30年度までに認知症の疑いのある方の早期発見から受診につなげる多職種による認知症初期集中支援チームの設置に向け取り組みを行っていきます。

第6節 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

介護給付等対象サービス及び地域支援事業によるサービスの円滑な提供を確保するため、次の方策を実施します。

1 介護給付等対象サービス

- (1) 適切なケアプランの作成支援のための事業者情報の提供及び関係機関の相互連携の体制整備
地域の医療・介護・福祉資源の情報提供や関係機関の相互連携を推進し、適切なケアプランの作成を推進します。

① 医療・介護資源の見える化の推進

在宅医療・介護連携を推進するための資源の現状に関する情報収集を行い、当該情報を踏まえ、介護サービス事業者及び医療機関のリスト又はマップを作成し、当該資源の現状に関する介護サービス事業者等の理解を高めるための情報の共有を進めます。（地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項の別掲施策P28を参照）

② 医療・介護事業者の連携強化

鳥取県東部医師会、鳥取県東部歯科医師会等と協力し、地域包括支援センター、介護サービス事業者、介護支援専門員等に対する在宅医療・介護連携に関する相談支援や研修会の実施、地域住民に対する普及啓発を行うための体制整備を早期に実施します。（地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項の別掲施策P28を参照）

③ 医療・介護事業者の情報共有の促進

医療機関と介護サービス事業者等との相互の情報共有の仕組みを検討・構築し、きめ細やかな介護サービス及び医療サービスの提供が可能となるよう取組を進めます。（地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項の別掲施策P28を参照）

④ ケアプラン点検による介護支援専門員の支援

介護保険制度の目的である「自立支援」を実現するためには、自立支援型のケアプランを作成することが不可欠ですが、実際に作成されたケアプランを自立支援やケアマネジメントの観点から点検し、必要に応じて介護支援専門員を指導し、是正を促す必要があります。

ケアプラン点検は、ケアプランの適正化に係る基本的な取組みであり、本市は平成25年度から専門のケアプラン点検員を配置して取組みを進めています。今後とも、現場の介護支援専門員と課題を共有しながら、よりよいケアプランを目指して取組みを進めていきます。

⑤ 地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実

介護支援専門員に対するの困難事例の指導・助言や相談機能の充実を図るため、地域包括支援センターの機能強化にあわせて、包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実を進めます。また、介護支援専門員が相互に情報交換を行い、専門職としての資質向上を図るためのネットワークづくりを進めます。これにより、よりよいケアプランを目指した取組みを進めていきます。

⑥ 地域ケア会議の設置と多職種連携の推進

このたびの介護保険制度改正により、地域ケア会議の設置が市町村の努力義務として規定されました。地域ケア会議は、市町村・地域包括支援センター職員・介護支援専門員・介護事業者、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、歯科医師、管理栄養士など他職種が参画し、個別ケースを支援することを通じて、ケアの質の向上とともに、介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントの実践力を高めることを目的とします。また、個別ケースの検討の積み重ねにより、地域課題の把握、地域資源の開発、政策形成への効果も期待されます。

本市においても地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を設置して、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力の向上を通じて適切なケアプランの作成を推進します。

(2) 適切なサービス利用を促進するための情報提供及び相談・援助の体制整備

介護・医療・保健福祉サービスの情報提供及び相談・援助体制の整備を通じて、適切なサービス利用を推進します。

① 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用

介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を、現実のサービス利用の際に保障するための仕組みであり、利用者による介護事業所の選択を支援することを目的としています。公表する情報は事業者が報告したものであり、介護サービスの種類ごとに共通項目の情報を、毎年専用のホームページ上で一般に公表しています。

また、福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度であり、その結果は独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAMネット）で公表されています。この評価事業は、介護事業所に関して取組み自体が事業者の任意となっており幅広い活用には至っていませんが、事業者が主体的にサービスの質を高めていこうという姿勢の表れとして、高く評価できます。

いずれも利用者のサービス又は事業者選択に資する制度ですので、利用者はもとより介護支援専門員や地域包括支援センターの専門職員に対して様々な機会を通じて本制度の周知に努め、積極的な活用を推進していきます。

② 介護保険制度等の情報提供

介護保険制度や高齢者向けの一般施策について、市報やホームページ、冊子、出前講座などにより分かりやすい広報に行い、利用者が適切にサービスを選択できるよう情報提供に努めていきます。

③ 苦情・相談対応体制の充実

介護保険に関する苦情や相談は、一般的には市町村又は都道府県の国民健康保険団体連合会が受付け、必要に応じて調査・指導を行っています。

本市は事業者指導の体制強化を進めてきましたが、苦情や相談体制に関しても充実を図り、県など関係機関とも連携しながら問題の早期解決に向けて努めていきます。

④ 介護相談員の派遣の推進

介護相談員派遣等事業は、申し出のあった介護事業所に対して市町村が介護相談員を派遣することにより、利用者から介護サービスに対する苦情や不満等を聞き、事業者や行政の間に立って、問題解決の手助けを行い、あわせて介護サービスの質の向上を図る事業です。

介護サービスの苦情は、上記の③のとおり事後的な対応が中心ですが、本事業では苦情に至る事態を未然に防止することを目指しています。また、介護事業所の運営基準では、市町村が介護相談員を派遣する事業に対して協力するよう努力義務規定が設けられています。

本市においては6人の「あんしん介護相談員」が介護事業所を日々訪問して、利用者の声に耳を傾けています。今後とも介護相談員の受入れ事業所の普及に努め、介護サービスの質の向上に努めていきます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付のうち訪問介護・通所介護の総合事業への移行にあたって、要支援の方が利用可能なサービス内容・サービス提供者の情報を随時更新し、各地域包括支援センターのほか居宅介護支援事業所等にも情報提供するとともに、適切なサービスがスムーズに利用できるよう関係機関で連携強化に努めることとします。

3 地域包括支援センターの設置及び適切な運営

本市では、平成18年度に、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などにより高齢者の支援を行う、官民協働型で市が運営を行う地域包括支援センターを設置しました。その後、平成21年4月に鳥取こやま地域包括支援センターを開設、平成25年4月には保健センターの機能も併せ持つ鳥取東健康福祉センターを開設し、現在、市内5カ所で地域包括支援センターを運営しています。

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての役割が期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を考慮しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。

高齢化の進展に加え、総合事業への移行に伴い、相談窓口で簡便に事業利用につなげることとされていることから、今後も相談件数の増加等が見込まれます。また、「地域ケア会議の推進」、「在宅医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの充実」を図る中で、基幹となるセンター機能のあり方を見直し、役割分担・連携をさらに進めていく必要があります。そのために、それぞれのセンターの役割・業務量に応じた適切な人員体制の確保を図っていきます。

現在、社会福祉法人から職員を出向していただいて、市が運営する官民協働型センターとして設置していますが、効率的かつ効果的なセンターの運営体制について「鳥取市高齢者地域介護・予防協議会」(本市の地域包括支援センター運営協議会)に諮りながら検討していく必要があります。

また、市内の事業所との連携を強化し、今まで以上に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援していくとともに、地域の社会資源の有効活用及び地域の高齢者の利便性の向上を目指します。

第7節 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表

現在、市ホームページや市報、パンフレット等を利用して地域包括支援センターの情報を発信していますが、今後利用できるようになる「介護情報サービス情報公表システム」も活用し、より一層の情報発信に努め、利用者の利便性の向上を図ります。また、生活支援・介護予防サービスにつきましても、「介護情報サービス情報公表システム」を活用し、情報発信に努めます。このシステムにより、好きな時間に、好きな場所で、利用者は様々なサービスを比較検討することが可能となり、より自分にふさわしいサービスを選択しやすくなり、在宅生活の充実、社会参加に繋がっていきます。

第8節 市町村独自事業

1 市町村独自事業の内容

介護保険の市町村独自事業には、「市町村特別給付」と「保健福祉事業」があります。

(1) 市町村特別給付

市町村特別給付は、介護保険法第18条（保険給付の種類）第3号及び第62条（市町村特別給付）で定められています。

市町村は要介護者・要支援者に対し、介護保険の標準サービスである介護給付と予防給付のほかに、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として市町村が条例で定める保険給付（法定給付以外の独自サービス）を行うことができ、この費用は第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

(2) 保健福祉事業

保健福祉事業は、介護保険法第115条の48（保健福祉事業）で定められています。

市町村は地域支援事業のほか、要介護状態である被保険者を介護する者等に対する介護方法の指導等の支援事業、被保険者が要介護状態等となることを予防する事業、指定居宅サービスや介護保険施設の運営等保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付け等を行うことができ、この費用は第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

2 本市の市町村独自事業に対する考え方

本市は、市町村特別給付及び保健福祉事業で実施することができる被保険者への支援のための事業や家族介護者への支援のための事業については、第6期計画においても引き続き地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者福祉事業で実施していきます。

第9節 介護給付等に要する費用の適正化の推進

高齢化が進み介護保険を利用する方が増えることにより、介護給付費及び介護事業者は年々増加し、保険料も上昇しています。

介護保険の費用は保険料と公費で賄われていることを踏まえ、サービスの質の向上を図り、効率的・効果的な保険給付を提供するため介護給付適正化事業を引き続き実施していく必要があります。

このため、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進していきます。

1 要介護認定の適正化

(1) 認定調査票の点検

市が認定調査票の事前点検を行い、審査会に送付後事務局で内容の再点検・主治医意見書との整合性の確認を行います。疑義があれば市が認定調査員や医療機関に確認します。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施件数 (件)	10,797	10,327	10,630	11,480	11,939	12,394

(2) 認定の平準化（鳥取県東部広域行政管理組合介護認定審査会の取り組み）

認定審査会で一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差等について分析を行い、認定の平準化を図るため認定審査会委員の研修会を年2回行います。

2 ケアプラン点検

介護支援専門員が作成するケアプランをより適切に、「利用者の自立支援に資するもの」となるよう市職員によるケアプランの点検を行います。

事業者に資料提出を求め、または訪問調査を行い、介護支援専門員と共に考え、利用者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

点検の結果、明らかになった改善すべき事項の介護会議支援専門員への伝達、研修会の開催などを実施し、改善状況の確認も行います。

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象事業所 (事業所数)	0	62	50	60	60	60
プラン件数 (件)	0	140	600	800	800	800

3 住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査

(1) 住宅改修の点検

事前申請時に改修内容や工事見積書の点検を行い、完了届時に竣工写真等により改修の施工状況等を点検します。

居住環境整備助成事業対象の工事は住宅改修指導員（建築士等）による改修内容についての助言・調査・施工後の工事内容の確認を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
指導員確認件数 (件)	10	18	18	18	18	18

(2) 福祉用具購入・貸与調査

国保連の適正化システムで福祉用具貸与品目ごとの単位数のばらつき等を調査します。

また、ケアプラン点検で福祉用具購入・貸与の必要性や効果を確認します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査回数 (回)	0	0	0	年2回	年2回	年2回

4 縦覧点検・医療費情報との突合

(1) 縦覧点検（国保連委託事業）

介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数算定日数等の点検を行い、請求内容の誤りを早期発見します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
点検件数 (件)	0	464	700	760	800	830

(2) 医療費との突合

国民健康保険等の入院情報と介護保険の給付情報を突合し給付日数やサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
突合件数 (件)	1,325	1,412	1,139	1,300	1,300	1,300

5 介護給付費通知

介護サービス利用者に対して事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を啓発します。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
通知回数	2回/年	2回/年	2回/年	3回/年	3回/年	3回/年

6 主要5事業以外の取り組み

(1) 国保連の適正化システムの活用

国保連の適正化システムのデータを活用して、利用者や事業者ごとの各種指標に対する給付の偏り（認定調査情報と利用サービスの不一致や支給限度額利用ケース等）を抽出して、事業者への確認やケアプラン点検での確認を行います。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
確認回数 (回)	0	0	0	12	12	12

(2) 住宅改修事業者の登録制度の導入

住宅改修事業者の資質の向上と適切な住宅改修の促進を図るため、事業者に対して市が専門知識に関する研修を行い、研修を受講した事業者を市の登録事業者とする制度を導入します。

これまで、住宅改修費の受領委任払い（利用者が自己負担分のみ事業者へ支払い、事業者は市から住宅改修費を受領する制度）は、市と合意書を締結している事業者に限って行ってきましたが、登録制度の導入後は、受領委任払いの対象を市の研修を受講し、市に登録された事業者に限ることとします。

登録制度の導入により、サービス利用者にとってこれまで以上に質の高い住宅改修を推進するとともに、法令を遵守した事業者の事務手続きの確保を図ります。

第10節 療養病床の円滑な転換を図るための事業

1 県東部保健医療圏の療養病床について

鳥取県東部保健医療圏の療養病床は、医療療養病床が7病院（539床）と3診療所（16床）、介護療養病床が4病院（227床）となっています。

医療療養病床は、症状は安定しているが長期療養を必要とする患者を受け入れる医療保険適用施設であり、国においては長期療養を必要とする医療の必要性の高い患者は医療療養病床へ、医療の必要性が低く要介護度が高い患者は介護保険施設等への入所を推進することで、医療と介護の役割の明確化を目指しています。また、療養病床（医療療養病床・介護療養病床）の再編を推進しており、介護療養病床の廃止期限や看護師等の人員配置基準を緩和する経過措置の適用期限が、平成23年度末から平成29年度末まで延長されています。

なお、療養病床（医療療養病床・介護療養病床）から介護保険施設等への転換分については、介護保険法等において、市町村が定める介護保険事業計画で年度ごとのサービス量は見込むが「必要利用定員総数」は設定しないこととされており、「必要利用定員総数」の超過を理由とする指定拒否は生じないこととされています。

【県東部保健医療圏の療養病床の状況】

(単位：床)

区 分		医療療養病床		介護療養病床		計
			うち回復期 リハ		うち認知症 療養病床	
病 院	渡辺病院	24		26		50
	鳥取産院	17		41		58
	尾崎病院	120				120
	ウエルフェア北園渡辺病院	180	60	120	60	300
	岩美町国民健康保険岩美病院	10		40		50
	鳥取医療生協鹿野温泉病院	141				141
	国民健康保険智頭病院	47				47
診 療 所	医療法人社団加藤整形外科医院	4				4
	医療法人橋本外科医院	4				4
	医療法人井上医院	8				8
計		555	60	227	60	782

(備考)

- ① 療養病床の状況は平成26年11月30日現在のもの。
- ② ウェルフェア北園渡辺病院の老人性認知症疾患療養病床（介護保険）60床は療養病床転換推進計画の対象外。

2 本市の療養病床の転換に対する考え方

療養病床を設置する市内5病院に対して、本市が平成26年度に実施した「療養病床（医療療養・介護療養）の転換意向調査」では、現時点において第6期計画期間中の転換意向はありませんでした。

第6期計画においては、療養病床（医療療養・介護療養）からの転換は見込まないこととしますが、引き続き転換意向の把握に努め、入所者が適切な医療・介護を受けられるよう、その確保に努めていきます。

(1) 医療療養病床の転換

第5期計画期間中の平成24年10月に市内の医療療養病床46床が介護老人保健施設に転換しました。

医療保険適用の医療療養病床から介護保険適用の介護保険施設への転換は、介護保険財政に大きな影響を与えます。引き続き病院事業者の転換意向の把握に努めるとともに、再編対象となる施設の入所者が適切な医療・介護を受けられるよう、本市も所管する県や事業者と連携して対応していきます。

(2) 介護療養型医療施設の転換

第5期計画期間中の平成25年度から平成26年度にかけて市内の介護療養病床60床が医療療養病床に転換しました。

介護療養型医療施設の廃止期限は、平成23年度末から平成29年度末までに6年間延長されています。その方向性について、国で様々な議論が行われていますが、現在のところ廃止の方針は変わっていません。引き続き、再編対象となる施設の入所者が適切な介護を受けられるよう、本市も指定権者の県や事業者と連携して対応していきます。

第11節 高齢者福祉事業

最後まで住み慣れた地域で自立した生活を送りたいという強いニーズを満たすためには、高齢者と高齢者を支える家族に対する多層的な支援体制の構築が不可欠となります。今後増加が見込まれる、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の方も安心して在宅生活を送れるよう、ニーズに応じたきめ細やかな生活支援サービスを充実させていきます。

1 在宅での安心生活を支援するための高齢者向けサービス

今後増加が見込まれるひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の方が安心して在宅生活を送れるよう、緊急通報装置等による見守り体制の確保や、軽度の家事援助や栄養バランスに配慮した配食サービスなどの生活支援サービスを引き続き提供していきます。

また、要介護状態にならないよう、運動機能の向上を図る健康教室の開催や短期の生活管理指導により健康な体を維持していただく介護予防の取り組みも併せて推進していきます。

そのほか、介護保険施設入所している方が在宅復帰できるよう、介護保険給付対象外の一時帰宅時の介護保険居宅サービスを同程度の自己負担で受けることができるよう支援を行います。

事業名	事業内容	指標
生活管理指導員派遣サービス	生活機能の低下が認められる要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、地域での自立した生活の継続を支援するため、日常生活に関する指導を行う指導員を派遣します。	延べ派遣時間数：650時間 利用者数：月平均10世帯 (平成25年度実績： 延べ派遣時間数：617時間、 利用者数(世帯数)：月平均10世帯)
安心ホットラインサービス	高齢者のみの世帯等を対象に、急病や災害などの緊急時に簡単な操作で通報することができる体制を整備します。 通報を受けると受信センターは、本人の承諾に基づき事前登録された協力員もしくは夜間・休日連絡先へ安否確認を要請します。	設置総数：530台 (平成25年度実績：504台)
寝具丸洗い乾燥サービス	清潔な寝具で睡眠をとることにより、病気を防ぎ、精神的にもくつろいでもらうため、在宅の要介護4または5の認定者、在宅の要介護1～3の認定者と高齢者のみの世帯でかつ住民税非課税世帯を対象に、寝具の丸洗い、乾燥、消毒のサービスを提供します。	延べ利用回数：60回 (平成25年度実績：36回)
日常生活用具購入費助成サービス	火の管理に不安のある認知症または寝たきりの高齢者のみの世帯で住民税非課税世帯を対象に、火災の予防・初期消火のため、「電磁調理器」、「自動消火器」のいずれかの購入費の一部を助成します。	助成件数：5件 (平成25年度実績：0件)

事業名	事業内容	指標
ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス	緊急通報受信サービスの利用が必要で、かつ経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な市民税非課税の高齢者のみの世帯を対象に、電話加入権及び電話機の貸与、電話の開設及び電話回線の使用並びに撤去に必要な費用を助成します。	延べ利用件数：620件 (平成25年度実績：534件)
在宅生活復帰支援サービス	介護保険施設の入所者で、在宅生活を希望する高齢者を対象に、在宅生活への不安を取り除いて在宅生活への復帰を支援するため、一時帰宅の場合には本来利用できない介護保険の居宅サービスと同等のサービスを利用できる事業を実施します。	延べ利用人数：3名 (平成25年度実績：0名)
ファミリーサポートセンター(生活援助型)運営事業	地域における相互扶助の意識の醸成を図るため、軽易な家事援助(身体介護を除く)を受けたい高齢者や家族介護者等と、援助を行いたい人を会員登録して仲介します。	依頼会員数：620人 協力会員数：490人 延べ利用件数：4,800件 (平成25年度実績： 依頼会員：600人 協力会員：473人 延べ利用件数：4,709件)
配食サービス	虚弱等のため、食事の準備ができないまたは栄養のバランスの取れた食事を作ることができない高齢者のみの世帯等を対象に、栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否確認を行います。	利用者数：月平均120人 月平均配食数：1,140食 (平成25年度実績： 利用者数：月平均113人 月平均配食数：1,074食)
高齢者世話付住宅生活援助員派遣サービス	バリアフリーに配慮し、緊急時の通報機能などを備えた高齢者世話付(シルバーハウジング)入居者を対象に、地域での自立した安全・快適な生活を支援するため、生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣します。	生活援助員派遣戸数：50戸 (平成25年度実績：47戸)
生活管理指導短期宿泊サービス	生活機能の低下が認められる要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、地域での自立した生活の継続を支援するため、養護老人ホーム等に宿泊し、生活習慣・体調等の改善を図ります。 また、虐待により生命の危険ある場合など、一時的な保護が必要な高齢者に対しては、利用限度日数(年間21日まで)を超えた利用を認めるとともに経費の一部を免除します。	利用総日数：55日 延べ利用者数：11人 (平成25年度実績： 利用総日数：81日 延べ利用者数：3人)

事業名	事業内容	指標
外国人高齢者福祉手当支給事業	大正15年4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に国内に外国人登録し、生活保護を受けていない、または公的年金の受給年額が30万円未満等の外国人高齢者を対象に、福祉手当を支給します。	実支給人数：1人 延べ支給月数：12月 (平成25年度実績： 実支給人数：2人 延べ支給月数：20月)
おたっしゃ教室	運動機能等の低下が認められる高齢者を対象に、筋力向上、認知症予防、転倒骨折予防、閉じこもり予防を図るため、運動指導、食生活改善指導、口腔ケア指導、レクリエーション等を行う集団通所型の教室を開催します。	実参加人数：700人 (平成25年度実績： 実参加人数：609人)
応急軽度家事援助サービス	在宅の高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で市民税非課税世帯を対象に、病気や骨折等により、一時的に生活機能が低下し、軽易な日常生活上の援助が必要な場合、応急的に援助員を派遣し、食事・食材の確保、掃除、ゴミ出し等の家事援助サービスを提供します。	利用人数：月平均3人 延べ利用時間：175時間 (平成25年度実績： 利用人数：月平均1人 延べ利用時間：52時間)

2 認知症高齢者やその家族を支援するためのサービス

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう早期発見・対応に向けた取組を行ってくとともに、認知症高齢者とその家族を地域で支援するため、徘徊行動のある方向けの位置検索システム（GPS）の初期導入費用への助成や、家族の心身の負担軽減のため見守りや話し相手となる「やすらぎ支援員」派遣など、認知症高齢者とその家族を複合的にサポートする体制を充実させていきます。

また、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームを設置することで、認知症の相談窓口の周知と充実強化を図り、認知症に関する様々な相談に対応できるようにしていきます。

事業名	事業内容	指標
認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス	身体介護を常時必要としない認知症の程度が軽い在宅高齢者の家族介護者を対象に、介護の身体的・精神的負担を軽減するため、所定の研修を修了した支援員を派遣し、家族介護者の代わりに見守りや話し相手をするサービスを提供します。	延べ利用者数：250人 延べ利用時間数：2,300時間 (平成25年度実績： 延べ利用者数：228人 延べ利用時間数： 2,084時間)
徘徊高齢者位置検索システム利用支援サービス	認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族を対象に、安心して介護できる環境づくりを支援するため、人工衛星を使った位置検索システム（GPS）を利用する際の初期費用の一部を助成します。	利用人数：10人 (平成25年度実績：3人)
認知症高齢者サポーター養成講座	市民を対象に、認知症についての正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを養成します。認知症サポーターは認知症の人とその家族を見守り、支えます。	新規養成者数： 各年度1,500人 (平成25年度実績：1,417人)
【新規】 認知症ケアパスの作成・普及	認知症の人の状態に応じて、認知症の人や家族にどのような介護やサービスを受けるのかを提示できるようにするための「認知症ケアパス」の作成・普及をします。	作成・普及
認知症に関する相談支援	各地域包括支援センター職員や認知症地域支援推進員が、認知症の方やその家族からの相談に対応します。	認知症地域支援推進員を配置し、相談機能の強化
【新規】 認知症初期集中支援チーム事業	認知症の疑いがあってもなかなか医療受診や介護サービスに結びつかない高齢者や家族のもとへ、専門職が訪問し、認知症に関する様々な相談に対応します。	設置
【新規】 認知症カフェ設置への支援	認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、集うことができる認知症カフェの立ち上げ、運営を支援します。	設置への支援

3 高齢者を介護する家族を支援するためのサービス

重度の要介護者を在宅で介護する家族を支援するため、介護用品購入クーポン券の助成や介護サービス利用のない世帯に一時金を支給するなど、経済的負担を軽減する取り組みを引き続き行い、安定的な在宅介護の基盤整備に努めていきます。

事業名	事業内容	指標
家族介護用品購入費助成事業	高齢者の在宅生活の維持と介護者の経済的負担を軽減するため、要介護4または5の高齢者等を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等、本市が認める介護用品購入に使えるクーポン券を交付します。	交付冊数：420冊 (平成25年度実績：401冊)
家族介護者慰労金支給事業	過去一年間、介護保険サービスを利用していない要介護4または5の高齢者等を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に、在宅生活維持の支援と家族介護者の労をねぎらうため、慰労金を支給します。	支給件数：5件 (平成25年度実績：4件)
家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護する家族を対象に、介護による孤独感や不安を解消するため、同じように在宅介護を行っている家族同士が集まり、情報交換や学習会など、交流が図れる機会を提供し、家族介護者を支援します。	開催回数： 月1回×12月=12回 参加人数： 1回10人×12回=120人
家族介護教室	高齢者を介護する家族等を対象に、適切な在宅介護の促進を図るため、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等に関する知識や技術を習得できる教室を開催します。	開催回数： 5回×5包括=25回 参加人数： 1回20人×25回=500人

4 高齢者の生きがいづくりのための社会参加促進サービス

元気な高齢者が自ら積極的に社会参加することができるよう支援体制を確保し、あわせて介護予防の充実に努めるとともに、新たな地域を支える担い手として活躍いただけるよう、地域の集いの場・活動の場の運営支援や介護支援ボランティアの育成など、複合的なサポートを進めていきます。

事業名	事業内容	指標
高齢者等の施設利用の促進	市内の体育施設、文化施設、観光施設の活用を促し、一層の高齢者の健康増進と社会活動への参加を促進します。	高齢者福祉センター延べ利用者数：101,000人 (平成25年度実績：100,193人)
老人の明るいまち推進事業	おおむね60歳以上を対象とした趣味の教室や創作活動等について、今後、高齢者人口の増加や高齢者の多様なニーズを把握しながら事業の充実を図ります。	事業参加者数：6,000人 (平成25年度実績：5,739人)
老人クラブの育成・支援	加入促進のための啓発や、魅力ある活動とするための研修活動、リーダー養成等に対する支援を今後も継続します。	老人クラブ団体数：280団体 老人クラブ会員数：13,650人 (平成25年度実績： 279団体、13,641人)
生涯学習の推進	高齢者の自己実現に向け、一時的な学習に留まることなく、継続的な社会参加や仲間づくり等につなげていくため、おおむね60歳以上の市民を対象とした「尚徳大学」を開講していますが、今後もさらに充実した講座を開催できるよう努めます。	-
ふれあいデイサービス	閉じこもりがちになる在宅高齢者を対象に、自立促進、生活改善、心身機能の維持向上のため、鳥取市社会福祉協議会と連携し、地域のボランティア等の協力を得ながら、参加者同士が交流し、個人の状態に合わせた創作活動をしたり高齢者に配慮した食事を提供したりするなどのサービスを、地域の身近な会場で実施します。	実施回数：1,000回 延べ参加人数：12,000人 (平成25年度実績： 実施回数：826回 延べ参加人数：10,016人)
ふれあい・いきいきサロン	介護予防の観点から、ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちの高齢者など、寂しさや生活に不安を持つ方々が、地域の中で仲間と交流する場の設置を推進し、仲間づくりや奉仕活動を通じて生き生きと暮らすことができるよう支援していきます。	サロン設置数：240ヶ所 (平成25年度実績： 219ヶ所)
高齢者の就労促進	高齢化が急速に進展する中で、地域社会の活力を維持するため、高齢者がその知識と経験を活かして地域社会の担い手として活躍することができるよう、シルバー人材センター等の就業環境の整備を図ります。	-
ボランティア活動への参加促進	ボランティアセンターの充実や周知を図り、技術や経験を活かせる場や世代間交流の機会の提供に努めます。また、介護支援ボランティア制度を実施することにより、高齢者の地域社会への主体的参画と介護予防を促進し、地域社会における相互扶助の機能の活性化を図ります。	登録者数(累計)：200人 (平成25年度実績：62人)

事業名	事業内容	指標
老人福祉センター	<p>老人福祉センターは、市または市社会福祉協議会が市内に7館整備しており、高齢者の相談窓口の設置や健康の増進、生きがいづくりなどの各種事業を行っています。</p> <p>今後、施設・設備や事業内容の充実を図るとともに、市民への周知を図り、より多くの高齢者の利用を促進します。</p>	<p>延べ利用者数：23,000人 (平成25年度実績：22,491人)</p>
鳥取市老人憩の家	<p>老人憩の家は、高齢者の文化活動やレクリエーション等の交流の場を提供し、心身の健康増進を図ることを目的として、市内に19館整備しています。</p> <p>今後、この施設が有効活用されるよう各館の取組を支援していきます。</p>	<p>設置施設数：19館 (平成25年度実績：19館)</p>
敬老祝賀事業	<p>各地区で実施される敬老会などの敬老祝賀事業に対し助成を行います。また、90歳到達者、100歳以上の長寿者に対し、記念品等を贈呈し長寿をお祝いします。</p>	<p>敬老祝賀事業補助金対象者：28,000人 (平成25年度実績：25,780人)</p>
金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業	<p>結婚50周年(金婚)、60周年(ダイヤモンド婚)を迎えるご夫婦を招待し、祝詞を贈呈し、そのご労苦をねぎらい、お祝いするため、祝賀事業を実施します。</p>	<p>該当組：480組 (平成25年度実績：488組)</p>
公共交通機関利用助成事業	<p>60歳以上の高齢者団体が、研修等を受ける際に公共交通機関等を利用した場合、基本運賃の一部を市が助成します。また、研修等を受ける際の移動手段として、高齢者福祉バスも運行します。これらの制度の周知に努め、高齢者の生きがいづくりや地域間交流等の活動を支援します。</p>	<p>利用団体：70団体 (平成25年度実績：83団体)</p>
高齢者バス運賃優待助成事業	<p>路線バスの高齢者用定期券の購入費用の一部を助成し、閉じこもり予防と積極的な社会参加を促進します。</p>	<p>延べ利用者数：各年度2,000人 (平成25年度実績：1,984人)</p>
福祉有償運送助成事業	<p>地域の要介護高齢者や身体障害者等を対象とする福祉有償運送を行う法人に対し、その運営費の一部を補助し、福祉有償運送の安定的な供給及び地域福祉の向上を図ります。</p>	<p>交付団体数：各年度2団体 (平成25年度実績：1団体)</p>
地域福祉基金事業	<p>在宅福祉、地域福祉の向上をめざし、民間活力の活性化を図り、地域の特性に応じた事業を推進するため「鳥取市地域福祉基金」を設置しています。この基金運用益を市社会福祉協議会が実施する食事サービス事業や、となり組福祉員活動推進事業に引き続き助成します。</p>	<p>ふれあい型食事サービス延べ配食数：30,000食 (平成25年度実績：28,408食) となり組福祉員設置人数：1,800人 (平成25年度実績：1,694人) 地域福祉活動コーディネーター設置地区数：11地区 (平成25年度実績：9地区)</p>

5 その他の福祉サービス

事業名	事業内容	指標
あんしん介護相談員派遣サービス	介護保険サービスや福祉サービスを利用している高齢者やその家族を対象に、サービス利用に当たった際の疑問や不満の解消を図るため、介護保険サービス等の提供の場へ相談員を派遣し、相談に応じます。	介護相談員派遣先：41ヶ所 (平成25年度実績：35ヶ所)
はり、灸、マッサージ施術費助成事業	高齢者の福祉の向上を図るため、はり、灸、マッサージ施術に要する費用の一部を助成します。 対象者：所得税及び市民税非課税で、次のいずれかに該当する方 ①後期高齢者医療保険の被保険者（障害認定含む） ②昭和19年4月1日までに生まれた方	利用人数：400人 (平成25年度実績：448人)

第12節 権利擁護事業の推進について

1 成年後見制度の活用促進

高齢者人口の増加に伴い、自身で資産管理や日常生活上の契約などができない高齢者への支援が課題となっています。このため、地域包括支援センター等が相談窓口となって、高齢者の権利擁護を推進していきます。

(1) 成年後見制度の積極的な活用

成年後見制度は、判断能力が十分でない高齢者の権利擁護、虐待防止を図るうえで重要な制度であるため、積極的にその普及・促進に努めます。

具体的には、身寄りがないなどの理由で、成年後見申立てができない方については、市長による成年後見制度の申立てを行います。また、生活困窮などにより申立て費用や後見人等報酬の負担が困難な方についても、「成年後見制度利用支援事業」を活用し、制度の利用を支援していきます。

なお、成年後見制度を利用するほど判断能力は低下していないが、介護や福祉サービスの手続き方法が分からない、あるいは、金銭管理等に不安のある方については、鳥取市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業などの活用を提案していきます。

(2) 市民後見人の養成

今後、成年後見人等のニーズはさらに高まっていくことが想定されているため、専門職による第三者後見を補完するものとして、一般市民を対象とした市民後見人養成事業の実施を目指します。

2 高齢者虐待の防止及び早期発見

本市では「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者虐待の防止及び早期発見に積極的に取り組むため、各関係機関、団体、地域などと「鳥取市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を設置しています。

また、身体的虐待や介護放棄など虐待が強く疑われるケースについては、地域包括支援センターが窓口となって、警察や「とっとり東部権利擁護支援センター」などの専門機関とも連携しながら、組織的に迅速かつ適切な対応ができるよう努めています。

なお、生命又は身体に重大な危険のある高齢者については、「老人福祉法」に基づき、緊急の場合でも一時保護のための居室が確保できるよう、鳥取市と特別養護老人ホーム等で平成25年に協定を交わしています。